

令和4年度 第1回 伊勢市障害者施策推進協議会 結果概要

開催日時	令和4年9月8日（木曜）19時00分～20時10分
開催場所	伊勢市二見生涯学習センター1階ホール
出席委員	宮崎 吉博 会長、斎藤 茂 副会長、河之口 学 委員、大杉 成喜 委員、 嶋垣 智之 委員、小林 えり子 委員、畠中 節夫 委員、中森 忠司 委員、 立松 浩明 委員、三宅 浩 委員、溝井 力 委員、金子 直由 委員、 成瀬 和久 委員、前田 麗子 委員、中本 龍二 委員、浅尾 賛平 委員、 大橋 秀樹 委員、杉本 公紀 委員、越知 ひとみ 委員、森 美穂 委員
事務局	高齢・障がい福祉課長・障がい福祉係長・職員1名、 健康福祉部参事兼福祉生活相談センター長・総合相談係長・職員1名 こども発達支援室長、学校教育課副参事
傍聴者	2名

1 あいさつ

所属の異動等により新たに就任した委員4名を紹介。

2 伊勢市障害者施策推進協議会の体制等について

事務局より、協議会の体制、所掌事務、自立支援部会、手話言語等コミュニケーション部会などについて説明。

3 伊勢市第2期障がい者計画等の進捗状況について

事務局より、令和3年度までの進捗状況を報告。

(委員からの意見等)

- ・ 成果目標4「障がい児支援の提供体制の整備等」について、市内に開設されたNursing Home Marimoはどのようなことをしているのか、また、CLM（チェックリスト in 三重）について説明をお願いしたい。
⇒Nursing Home Marimoは、主に医療的ケアが必要な人を支援するための通所施設である。
⇒CLMは、三重県子ども心身発達医療センターが開発したチェックリストを用いて、子どもの困りごと等を聴き取り、こども発達支援室のアドバイザーの保育士が出向きその子に合った計画を立て、保育所や幼稚園などの環境整備を行うものである。
- ・ 成果目標2「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について、モデルケースの運用については見通しが付いているのか、進捗状況を教えてほしい。
⇒進捗状況等詳細については、後ほど「部会報告」で報告させていただくが、当初の予定から遅れている状況である。
- ・ 重度障がい者が利用できる生活介護や短期入所の事業所が整備され感謝している。特に生活介護については、1週間のうち複数の事業所を利用している状況に

ある。重度障がい者が利用できる施設の充実をお願いしたい。

⇒以前から市の施設を転用するなど、重度障がい者に向けた施設整備に努めているが、今後も充実に向けた取り組みを進めたい。

- ・ 成果目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、地域移行が進むことは良いことだと思うが、施設入所による生活を必要とする方、入所待機をしている方がいる中、「施設入所者の削減」の目標は掲げなくても良いのではないかと思う。

4 障がい者差別に関する相談件数報告

事務局より、令和3年度上半期の三重県及び県内市町(伊勢市の相談件数は「1件」)等への相談件数について報告。

(委員からの意見等)

- ・ 資料中、相談件数「県」「市町」とあるが、それぞれの対象を確認したい。
⇒「県」は三重県が受けた相談件数、「市町」は県下の市町が受けた相談件数を表している。

5 障がい者虐待防止について

事務局より、令和3年度障がい者虐待対応件数等を報告。

(委員からの意見等)

- ・ 伊勢市障がい者虐待対応マニュアルの更新の要点を伺いたい。
⇒令和4年4月から事業所へ義務化された虐待防止委員会の設置等、身体拘束に関する項目等を追加した。
- ・ 施設内で姿勢保持等のためやむなく身体拘束をしたケースについて、以前三重県に確認したところ「身体拘束にあたるので、拘束を外してください」と判断された。伊勢市の虐待マニュアルではそれは身体拘束に当たらないと明示されているが、この見解の根拠となるものを教えてほしい。また、この対応が虐待にあたらないという見解で良いか確認したい。
⇒厚生労働省作成「市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応の手引き」を参照している。障がいのある人の安全が第一であり、やむを得なく拘束が必要となる場合は、その必要性を記録していただければ、虐待にあたらないと考えている。また、三重県と市で見解の相違がないよう、こちらから確認をさせていただく。
- ・ 支援者が虐待防止に関する知識を持つことは重要だと思うので、施設へ向けた研修・啓発活動があれば良いと思う。
⇒検討させていただく。
- ・ 虐待が発生する要因で「施設従事者に知識がない」との表現があったが、それはどういう状態を言っているのか？虐待防止法を知らないということか。
⇒虐待防止に関する研修などを受けたことがなく、利用者を〇〇ちゃんなどと呼ぶなど呼称の問題が見られた。
- ・ 伊勢市の虐待マニュアルに身体拘束に該当する行為として、「行動を落ち着かせ

るために、向精神薬を過剰に服用させる」と明記されているが、主治医の指示を超えて服用させたという意味なのか。

⇒例として身体拘束に該当する行為にあげているが、やむを得ず身体拘束を行う3要件を満たすことで、身体拘束にあたらないと判断することができるため、個別の状況により判断することになる。

6 部会報告

嶋垣部会長より、令和4年度自立支援部会の進捗状況等を報告。

(報告内容)

- ・ 人材確保・養成チームの取組状況
- ・ 就労支援チームの取組状況
- ・ 医療的ケア児者支援チームの取組状況
- ・ 相談支援ネットワークグループの活動状況
- ・ 地域生活支援拠点等事業の進捗状況
- ・ 自立支援提案事項の報告

7 その他

事務局より「インクルーシブな遊具整備」の取組状況について報告。

会議の結果概要については、事務局にて取りまとめ、会長に確認していただき、一任いただくことで了承を得る。